

委員会規程

(設置)

第1条 一般財団法人上田市スポーツ協会定款第46条の規定に基づき、一般財団法人上田市スポーツ協会委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称、定数及び調査審議事項)

第2条 委員会の名称、定数および調査審議事項は別表のとおりとする。

(委員)

第3条 委員は、加盟団体、学識経験者その他会長が必要と認めた者の中から、理事会が選任し、会長が委嘱する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1人

副委員長 1人

2 委員長および副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は定款35条に規定する役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和57年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日理事会決議）

この規程は、平成25年4月1日（一般財団法人上田市体育協会の設立登記の日）から施行する。

附 則（令和3年6月1日理事会決議）

この規程は、令和3年6月22日から施行する。

附 則（令和3年7月23日理事会決議）

この規程は、令和3年7月23日から施行する。

附 則（令和4年3月1日理事会決議）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

名 称	定 数	調 査 審 議 事 項
総合企画 委員会	12人 以内	1 本協会主催事業の企画に関する事 2 事業計画および収支予算に関する事 3 賛助会員に関する事 4 財務及び資金運用に関する事 5 諸規定の制定および改廃に関する事 6 表彰に関する事 7 スポーツ施設の新設整備に関する事 8 広報・宣伝に関する事 9 会長が指定した事項に関する事
競技スポーツ 委員会	10人 以内	1 選手、指導者、審判員等の育成強化に関する事 2 競技団体等の育成強化に関する事 3 スポーツの医・科学的調査研究に関する事 4 会長が指定した事項に関する事
健康スポーツ 委員会	10人 以内	1 スポーツの普及に関する事 2 市民の健康・体力向上に関する事 3 市民へ向けた研修会・講習会に関する事 4 自主事業に関する事 5 会長が指定した事項に関する事
経営戦略 委員会	5人 以内	1 市から指定を受けた施設の管理運営に関する事 2 指定管理者制度への対応に関する事 3 自主財源の有効活用に関する事 4 受託事業等の検討に関する事 5 会長が指定した事項に関する事